

令和3年度 監査結果一覧表

【行政財産】 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘(128件)

【普通財産】 各省各庁所管普通財産等の指摘(11件)

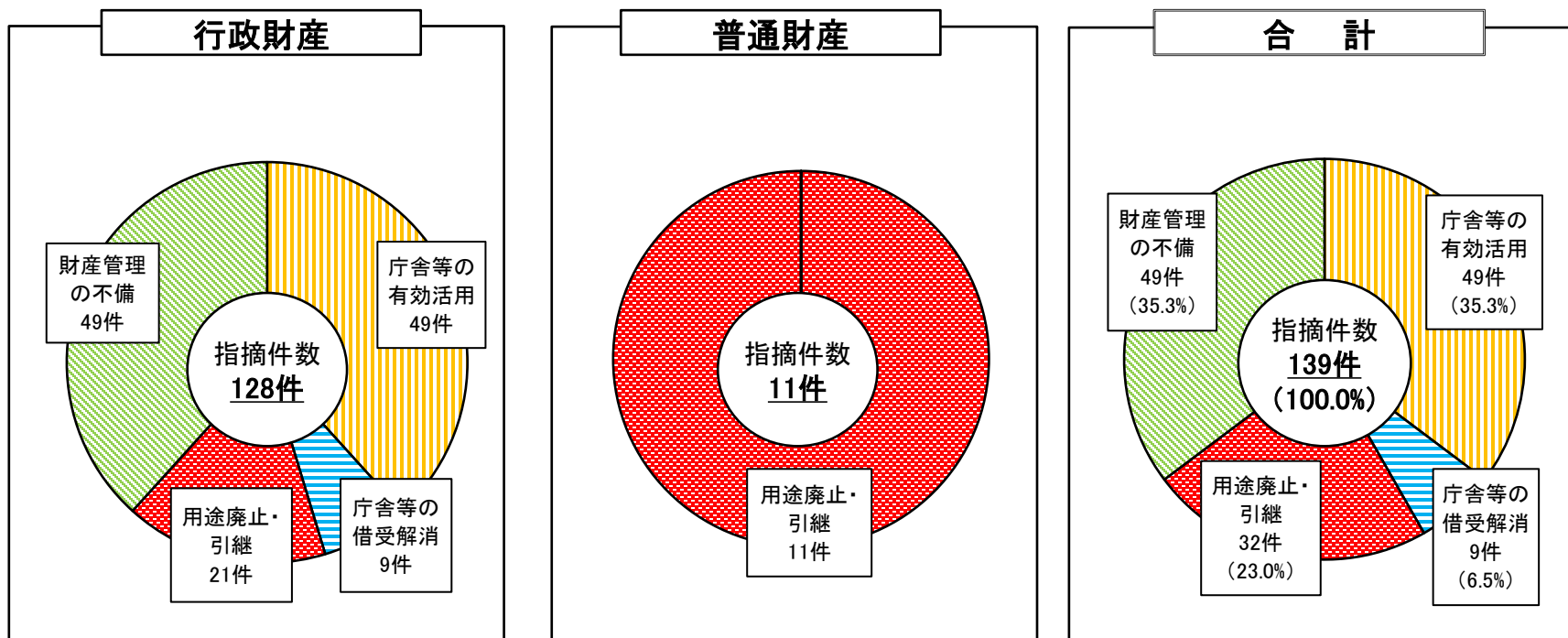
※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	指摘類型
庁舎等の有効活用	a 庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b 余剰が生じている庁舎への移転等のため、借受解消を求めたもの。
用途廃止・引継	c 庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継を求めたもの。
財産管理の不備	d1 国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	d2 使用承認の手續未済等のため、是正を求めたもの。

※ 一覧表「指摘区分」欄の凡例

- ・ 是 正 : 用途廃止等の措置を求めたもの等
- ・ 検 討 : 用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等
- ・ 留意・簡易 : 是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等

令和3年度監査結果(指摘内容別)



指摘内容	行政財産		普通財産		合計			
	件数(件)		件数(件)		件数(件)		割合(%)	
庁舎等の有効活用	49	[30]	0	[0]	49	[30]	35.3	[30.9]
庁舎等の借受解消	9	[7]	0	[0]	9	[7]	6.5	[7.2]
用途廃止・引継	21	[19]	11	[9]	32	[28]	23.0	[28.9]
財産管理の不備	49	[32]	0	[0]	49	[32]	35.3	[33.0]
合計	128	[88]	11	[9]	139	[97]	100.0	[100.0]

(注) 各欄の[]書きは、令和2年度監査結果の件数及び割合である。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	a	法務省	札幌地方検察庁	一般	—	室蘭法務総合庁舎	北海道室蘭市日の出町1-18-4	留意	室蘭法務総合庁舎は、現時点で周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約70㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
2	a	法務省	仙台地方検察庁	一般	—	登米法務合同庁舎	宮城県登米市登米町寺池桜小路70番2	検討	登米法務合同庁舎は、余剰(約220㎡)が生じていることから、近隣で借り受けしている自衛隊宮城地方協力本部登米地域事務所を移転入居させることにより、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
3	a	法務省	長野地方検察庁	一般	—	大町地方合同庁舎	長野県大町市大町2943-5	検討	大町地方合同庁舎は、長野地方検察庁大町支局の専用部分に余剰(約100㎡)が生じていることから、大町区検察庁を移転入居させ、有効活用を図る必要がある。
4	a	法務省	さいたま地方検察庁	一般	—	さいたま地方検察庁集中書庫センター	埼玉県さいたま市北区植竹町1-155-1	検討	さいたま地方検察庁集中書庫センターは、文書移管(受入れ)を予定していた管内登記所において余剰(計約2,770㎡)が生じていることから、当該移管計画を見直すとともに、周辺において狭隘となっている官署の移転入居を含め非効率使用の改善を図る必要がある。
5	a	法務省	さいたま地方検察庁	一般	—	さいたま第2法務総合庁舎	埼玉県さいたま市中央区下落合5-112-4	留意	さいたま第2法務総合庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約360㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
6	a	法務省	さいたま地方検察庁	一般	—	さいたま地方検察庁久喜支局	埼玉県久喜市本町4-55-1	留意	さいたま地方検察庁久喜支局は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約190㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
7	a	法務省	さいたま地方検察庁	一般	—	さいたま地方検察庁熊谷支局	埼玉県熊谷市筑波3-39-1	留意	さいたま地方検察庁熊谷支局は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約260㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
8	a	法務省	さいたま地方検察庁	一般	—	さいたま地方検察庁鴻巣出張所	埼玉県鴻巣市中央1028外	留意	さいたま地方検察庁鴻巣出張所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約240㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
9	a	法務省	さいたま地方検察庁	一般	—	さいたま地方検察庁上尾出張所	埼玉県上尾市大字西門前753-1	留意	さいたま地方検察庁上尾出張所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約370㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
10	a	法務省	さいたま地方検察庁	一般	—	春日部合同庁舎	埼玉県春日部市中央3-11-8	留意	春日部合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約410㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
11	a	法務省	さいたま地方検察庁	一般	—	さいたま地方検察庁草加出張所	埼玉県草加市八幡町字曾根735-1	留意	さいたま地方検察庁草加出張所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約250㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
12	a	法務省	東京地方検察庁	一般	—	大島合同庁舎	東京都大島町元町字家の上445-9	留意	大島合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約970㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
13	a	法務省	東京法務局	一般	—	東京法務局港出張所	東京都港区東麻布2-11-1	留意	東京法務局港出張所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約490㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
14	a	法務省	長野地方検察庁	一般	—	木曾福島区検察庁	長野県木曾郡木曾町福島6205-42	検討	木曾福島区検察庁は、職員非常駐であることから、非効率使用の改善を図る必要がある。
15	a	法務省	宮崎地方検察庁	一般	—	都城地方合同庁舎	宮崎県都城市上町51	検討	都城地方合同庁舎は、余剰(約270㎡)が生じていることから、狭隘な状態である入居官署(専用部分)に配分調整等することにより、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
16	a	財務省	札幌国税局	一般	—	室蘭地方合同庁舎	北海道室蘭市入江町1-13	検討	室蘭地方合同庁舎は、津波浸水想定区域内にあり、津波による被害が発生した場合、災害時に必要な機能を発揮できないおそれがあることから、庁舎機能を維持するうえで必要不可欠な電気機械設備の移設について、関係機関と協議を行う必要がある。
17	a	財務省	関東財務局	一般	—	立川地方合同庁舎	東京都立川市緑町4-2外1筆のうち	留意	立川地方合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約1,100㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
18	a	財務省	名古屋税関	一般	—	名古屋税関西部出張所	愛知県海部郡飛鳥村東浜2-15-4外1筆	検討	名古屋税関西部出張所は、書庫兼会議室棟で余剰(約200㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
19	a	財務省	名古屋国税局	一般	—	豊田合同庁舎	愛知県豊田市常盤町1-105-3外3筆	検討	豊田合同庁舎は、余剰(約170㎡)が生じていることから、借受庁舎に入居している自衛隊愛知地方協力本部豊田地域事務所の移転受入れ等により、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
20	a	財務省	門司税関	一般	—	佐伯港湾合同庁舎	大分県佐伯市鶴谷町二丁目12409-28、29	留意	佐伯港湾合同庁舎は、現時点で周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約180㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
21	a	厚生労働省	東京労働局	労働保険	雇用	東京労働局海岸庁舎	東京都港区海岸3-23-2	留意	東京労働局海岸庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約180㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
22	a	厚生労働省	厚生労働省大臣官房 会計課	一般	—	産業安全会館	東京都港区芝5-601	検討	産業安全会館は、敷地の一部が未使用となっていることから、有効活用等を検討する必要がある。
23	a	厚生労働省	石川労働局	一般	—	七尾地方合同庁舎	石川県七尾市小島町西部2番	留意	七尾地方合同庁舎は、現時点で周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約200㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
24	a	厚生労働省	兵庫労働局	一般	—	姫路労働基準監督署庁舎	兵庫県姫路市北条1-83	検討	姫路労働基準監督署は、敷地に余剰(約220㎡)が生じていることから、借受駐車場である姫路公共職業安定所第二駐車場の移転受入れにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
25	a	厚生労働省	愛媛労働局	労働保険	労災	愛媛労働局労働基準部労災補償課分室	愛媛県松山市南堀端町5番地8	留意	労働基準部労災補償課分室は、余剰(約80㎡)が生じていることから、現時点では具体的な処理方針を策定することは困難であるが、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
26	a	厚生労働省	熊本労働局	労働保険	労災	(旧)阿蘇労働基準監督署	熊本県阿蘇市一の宮町宮地字九門 2318番4、2321番7	検討	(旧)阿蘇労働基準監督署は、余剰(約360㎡)が生じていることから、阿蘇公共職業安定所において不足している会議室や熊本労働局が民間ビルのフロアを借受けて保管している書類等の移転受入れにより、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
27	a	厚生労働省	熊本労働局	労働保険	雇用	阿蘇公共職業安定所	熊本県阿蘇市一の宮町宮地字九門 2318番3	検討	阿蘇公共職業安定所は、余剰(約360㎡)が生じている(旧)阿蘇労働基準監督署へ、不足している会議室等を移転する必要がある。
28	a	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	木曾森林管理署庁舎	長野県木曾郡上松町正島町1丁目 4-1外3筆	留意	木曾森林管理署庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約370㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
29	a	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	木曾森林管理署南木曾支署須原森林事務所	長野県木曾郡大桑村大字須原 1058-1	留意	木曾森林管理署南木曾支署須原森林事務所は、事務室がほぼ未利用であることから、今後の業務体制を踏まえ、非効率使用の改善を図る必要がある。
30	a	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	木曾森林管理署その他の施設 (王滝村)	長野県木曾郡王滝村1580-12外	検討	木曾森林管理署その他の施設(王滝村)は、林業遺産の指定を受けている老朽化が著しい未利用建物について、関係機関と所要の検討を行い国有財産の有効活用を図る必要がある。
31	a	農林水産省	近畿農政局	一般	—	近畿農政局東近江市庁舎	滋賀県東近江市八日市緑町126番1	検討	近畿農政局東近江市庁舎は、余剰(約520㎡)が生じていることから、使用承認や使用許可等により、有効活用にに向けた措置を検討する必要がある。
32	a	農林水産省	近畿中国森林管理局	一般	—	岡山森林管理署庁舎	岡山県津山市小田中字前田228-1 (の内)	検討	岡山森林管理署庁舎は、余剰(約30㎡)が生じていることから、岡山森林管理署津山森林事務所の移転受入れにより有効活用を図る必要がある。
33	a	農林水産省	近畿中国森林管理局	一般	—	島根森林管理署浜田森林事務所 庁舎	島根県浜田市田町116番8	検討	島根森林管理署浜田森林事務所庁舎は、職員が常駐しておらず低利用の状態が確認されたため、有効活用等を検討する必要がある。
34	a	農林水産省	九州農政局	一般	—	九州農政局福岡市庁舎	福岡県福岡市博多区住吉3-922-1	留意	九州農政局福岡市庁舎は、現時点で周辺に入居できる官署等はないが、余剰(約130㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
35	a	農林水産省	九州農政局	一般	—	長崎地方合同庁舎	長崎県長崎市岩川町46	検討	長崎地方合同庁舎は、余剰(約300㎡)が生じていることから、借受庁舎である九州厚生局長崎事務所の移転受入れ等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
36	a	国土交通省	室蘭開発建設部	一般	—	室蘭開発建設部	北海道室蘭市入江町1番地14	検討	室蘭開発建設部は、津波浸水想定区域内にあり、津波による被害が発生した場合、災害時に必要な機能を発揮できないおそれがあることから、庁舎機能を維持するうえで必要不可欠な電気機械設備の移設について、関係機関と協議を行う必要がある。
37	a	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	天竜川上流河川事務所	長野県駒ヶ根市上穂南7-10	検討	天竜川上流河川事務所は、老朽化に伴い建替計画が検討されていることから、近隣に所在する駒ヶ根出張所との合同化を検討する必要がある。
38	a	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	駒ヶ根出張所	長野県駒ヶ根市赤穂4538-5	検討	駒ヶ根出張所は、老朽化に伴い建替計画が検討されている天竜川上流河川事務所との合同化を検討する必要がある。
39	a	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	道の駅(カモンパーク新湊)入口 交差点角	富山県射水市鏡宮330番1外	是正	道の駅(カモンパーク新湊)入口交差点角は、公共用財産(緊急時資材置場等)としての使用実績がないことから、用途廃止の上、射水市に資材置場として無償貸付することにより、非効率使用の解消を図る必要がある。
40	a	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	福知山河川国道事務所	京都府福知山市宇堀小字今岡 2459-14	留意	福知山河川国道事務所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約200㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
41	a	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	国道9号維持連絡所	京都府福知山市緑ヶ丘町42	検討	国道9号維持連絡所は、余剰(約130㎡)が生じていることから、隣接する緑ヶ丘防災倉庫に保管している行政文書の取扱いに係る検討結果等を踏まえ、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
42	a	国土交通省	四国地方整備局	一般	—	大洲河川国道事務所庁舎	愛媛県大洲市中村字長畑210	留意	大洲河川国道事務所庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署はないが、余剰(約420㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
43	a	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	佐伯河川国道事務所(道路)	大分県佐伯市長島町4丁目6638-11	留意	佐伯河川国道事務所(道路)は、現時点で周辺に移転入居できる官署はないが、余剰(佐伯河川国道事務所(治水)と合築の庁舎全体で約170㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
44	a	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	佐伯河川国道事務所(治水)	大分県佐伯市長島町4丁目6638-11	留意	佐伯河川国道事務所(治水)は、現時点で周辺に移転入居できる官署はないが、余剰(佐伯河川国道事務所(道路)と合築の庁舎全体で約170㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
45	a	国土交通省	第十管区海上保安本部	一般	—	油津港湾合同庁舎	宮城県日南市油津4丁目22-72	留意	油津港湾合同庁舎は、現時点で周辺に移転入居できる官署はないが、余剰(約240㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
46	a	国土交通省	福岡管区气象台	一般	—	福岡管区气象台	福岡県福岡市中央区大濠1-2-2	是正	福岡管区气象台は、余剰(約110㎡)が生じていることから、狭隘化する事務室スペースとして利用することにより有効活用を図る必要がある。
47	a	国土交通省	沖縄総合事務局	一般	—	那覇港	沖縄県那覇市通堂町13-2	留意	那覇港のうち本財産は、駐車場として未利用であることから、非効率使用の改善を図る必要がある。
48	a	国土交通省	第十一管区海上保安本部	一般	—	那覇航空基地	沖縄県那覇市字大嶺長山原387	検討	那覇航空基地は、余剰(約80㎡)が生じていることから、豊見城倉庫所在の研修施設等を移転集約させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
49	a	防衛省	東海防衛支局	一般	—	名古屋中村合同庁舎	愛知県名古屋市中村区名駅南4-109	留意	名古屋中村合同庁舎は、現時点で周辺に移転入居できる官署はないが、令和4年4月以降余剰(約270㎡)が見込まれることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
50	b	法務省	秋田地方検察庁	一般	—	角館区検察庁	秋田県仙北市角館町西長野中泊402番地	検討	角館区検察庁は、職員非常駐の借受庁舎であり、直近の使用実績がなく非効率な使用状況であることから、近隣支部へ移転の上借受解消を図る必要がある。
51	b	厚生労働省	兵庫労働局	一般労働保険	—雇用	姫路公共職業安定所	兵庫県姫路市北条字中道250	検討	姫路公共職業安定所は、借受駐車場である第二駐車場について、敷地に余剰が生じている姫路労働基準監督署敷地及び隣接する旧姫路森林事務所敷地へ移転し、借受解消を図る必要がある。
52	b	厚生労働省	岡山労働局	労働保険	労災	津山労働基準監督署庁舎	岡山県津山市山下9-6	検討	津山労働基準監督署庁舎は、借受駐車場(5台)が、非効率な使用となっていることから、借受解消を図る必要がある。
53	b	厚生労働省	岡山労働局	労働保険	雇用	津山公共職業安定所	岡山県津山市山下9-7	検討	津山公共職業安定所は、津山労働基準監督署と共用で借受けている駐車場について、契約更新期において、各官署における負担割合や賃借者より入手した利用台数の実績から契約金額の妥当性を検証する必要がある。
54	b	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	千屋森林事務所(秋田森林管理署)	秋田県仙北郡美郷町本堂城廻字若林121	検討	千屋森林事務所(秋田森林管理署)は、借受敷地が過大となっていることから、必要面積を精査し、一部借受解消を図る必要がある。
55	b	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	木曾森林管理署南木曾支署庁舎	長野県木曾郡南木曾町読書3650-2	是正	木曾森林管理署南木曾支署庁舎は、庁舎敷地内にスペースがあるにも関わらず駐車場等の敷地を借受しており、非効率な使用となっていることから、借受解消を図る必要がある。
56	b	農林水産省	四国森林管理局	一般	—	木頭森林事務所	徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川254番1	留意	木頭森林事務所は、借受している敷地の一部(隣戸の雨水配水管設置部分約7㎡)が非効率な使用となっていることから、借受面積を見直すなど、一部借受解消を図る必要がある。
57	b	防衛省	東北防衛局	一般	—	自衛隊宮城地方協力本部登米地域事務所	宮城県登米市中田町宝江黒沼字下道67-5	検討	自衛隊宮城地方協力本部登米地域事務所は、余剰(約220㎡)が生じている登米法務合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
58	b	防衛省	東海防衛支局	一般	—	自衛隊愛知地方協力本部豊田地域事務所	愛知県豊田市喜多町一丁目100番地1	検討	自衛隊愛知地方協力本部豊田地域事務所は、余剰(約170㎡)が生じている豊田合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
59	c	法務省	長野地方検察庁	一般	—	大町区検察庁	長野県大町市大町4218-3	検討	大町区検察庁は、職員非常駐であり非効率な使用状況であることから、余剰(約100㎡)が生じている大町地方合同庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
60	c	法務省	さいたま地方法務局	一般	—	さいたま地方法務局所沢支局	埼玉県所沢市並木6-1-5	留意	さいたま地方法務局所沢支局は、庁舎敷地の一部が市道の用に供されていることから、敷地の一部を用途廃止する必要がある。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
61	c	法務省	東京法務局	一般	—	東京法務局府中支局	東京都府中市新町2-44-15	留意	東京法務局府中支局は、庁舎敷地の一部が市道の用に供されていることから、敷地の一部を用途廃止する必要がある。
62	c	文部科学省	文部科学本省	一般	—	文部科学省資料保管所	東京都文京区白山2丁目142-8	検討	文部科学省資料保管所は、非効率な使用状況となっていることから、用途廃止を含めた検討を行う必要がある。
63	c	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	金ヶ崎森林事務所(岩手南部森林管理署)	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根舞田26-3	是正	金ヶ崎森林事務所(岩手南部森林管理署)は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要性が認められないことから、速やかに用途廃止の上引き継ぐ必要がある。
64	c	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	東根森林事務所(山形森林管理署)	山形県東根市大字観音寺字新田2032-1	是正	東根森林事務所(山形森林管理署)は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要性が認められないことから、速やかに用途廃止の上引き継ぐ必要がある。
65	c	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	旧尾花沢森林事務所(山形森林管理署)	山形県尾花沢市上町6丁目1992-5	是正	旧尾花沢森林事務所(山形森林管理署)は、国有林野事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続を進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
66	c	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	宮田森林事務所(秋田森林管理署)	秋田県仙北市西木町上桧木内字宮田114-7	是正	宮田森林事務所(秋田森林管理署)は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要性が認められないことから、速やかに用途廃止の上引き継ぐ必要がある。
67	c	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	玉川第一・第二森林事務所(秋田森林管理署)	秋田県仙北市田沢湖田沢字高屋153-3	是正	玉川第一・第二森林事務所(秋田森林管理署)は、森林官の勤務場所が変更され、存置する必要性が認められないことから、速やかに用途廃止の上引き継ぐ必要がある。
68	c	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	三川森林事務所	新潟県東蒲原郡阿賀町新谷字彦兵工屋敷1654番1外1	留意	三川森林事務所は、庁舎敷地の一部が水路の用に供されていることから、敷地の一部を用途廃止する必要がある。
69	c	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	木曾森林管理署その他の施設(上松町)	長野県木曾郡上松町小川入国有林69林班外	是正	木曾森林管理署その他の施設(上松町)は、一部未使用であり今後の利用計画もないことから、用途廃止する必要がある。
70	c	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	木曾森林管理署瀬戸川森林事務所外庁舎及び王滝治山事業所	長野県木曾郡王滝村2471-1	是正	木曾森林管理署瀬戸川森林事務所外庁舎及び王滝治山事業所は、未利用の建物があるとともに敷地が非効率な使用状況となっていることから、余剰部分を用途廃止する必要がある。
71	c	農林水産省	近畿中国森林管理局	一般	—	岡山森林管理署津山森林事務所庁舎	岡山県津山市日本原字日本67	検討	岡山森林管理署津山森林事務所庁舎は、近隣に所在する岡山森林管理署庁舎の余剰スペースへ移転入居し、用途廃止する必要がある。
72	c	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	熊本南部森林管理署庁舎	熊本県人吉市西間上町字今宮2607番1	是正	熊本南部森林管理署庁舎は、駐車場敷地の一部が非効率な使用となっていることから、用途廃止する必要がある。
73	c	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	木浦木森林事務所建	宮崎県小林市須木下田字永田1343番2	是正	木浦木森林事務所建は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要性が認められないことから、速やかに用途廃止の上引き継ぐ必要がある。
74	c	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	紙屋森林事務所建	宮崎県小林市野尻町紙屋字新村817番5	是正	紙屋森林事務所建は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要性が認められないことから、速やかに用途廃止の上引き継ぐ必要がある。
75	c	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	大畑製品事業所	熊本県人吉市上田代町字大原2038番1	是正	大畑製品事業所は、未使用で今後も使用する見込みがないことから、用途廃止の上、隣接する普通財産と合わせ、財務局へ引き継ぐ必要がある。
76	c	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	津川出張所	新潟県東蒲原郡阿賀町平堀1657-2	是正	津川出張所は、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続を進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
77	c	国土交通省	関東運輸局	自動車安全	検査	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所	東京都国立市北3-30-3	是正	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所は、庁舎敷地の一部が市道の用に供されていることから、敷地の一部を用途廃止する必要がある。
78	c	国土交通省	第十一管区海上保安本部	一般	—	豊見城倉庫	沖縄県豊見城市字真玉橋126-3	検討	豊見城倉庫は、非効率な使用となっていることから、研修施設及び倉庫を那覇航空基地等へ移転集約し、用途廃止する必要がある。
79	c	国土交通省	沖縄総合事務局	一般	—	一般国道329号(元交通バリアフリー体験施設敷地)	沖縄県豊見城市字真玉橋西原126-5外3筆	是正	一般国道329号(元交通バリアフリー体験施設敷地)は、未利用の状態が続いていることから、用途廃止する必要がある。
80	d1	法務省	富山刑務所	一般	—	富山刑務所南側宿舎	富山県富山市西荒屋285-3	留意	富山刑務所南側宿舎は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
81	d1	法務省	徳島地方検察庁	一般	—	阿南支部	徳島県阿南市富岡町西池田口1-2	留意	阿南支部は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
82	d1	法務省	徳島地方法務局	一般	—	阿南支局	徳島県阿南市日開野町谷田497-2	留意	阿南支局は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
83	d1	法務省	松山刑務所	一般	—	大洲法務総合庁舎	愛媛県大洲市大洲字三ノ丸845-3	留意	大洲法務総合庁舎は、防災備品倉庫が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
84	d1	厚生労働省	宮城労働局	一般労働保険	—雇用	迫公共職業安定所	宮城県登米市迫町佐沼字内町42番10	是正	迫公共職業安定所は、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第3条に定める「庁舎等使用現況及び見込報告書」の作成等をしていないことから、適切な措置を講ずる必要がある。
85	d1	厚生労働省	東京労働局	労働保険	雇用	三鷹公共職業安定所分庁舎	東京都三鷹市下連雀4-250-6外2筆	是正	三鷹公共職業安定所分庁舎は、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第3条に定める「庁舎等使用現況及び見込報告書」の作成等をしていないことから、適切な措置を講ずる必要がある。
86	d1	厚生労働省	神奈川労働局	労働保険	雇用	松田公共職業安定所	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037	是正	松田公共職業安定所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
87	d1	厚生労働省	労働基準局	労働保険	労災	女性就業支援センター	東京都港区芝5-601	是正	女性就業支援センターは、労災勘定に係る建物の国有財産台帳価格に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
88	d1	厚生労働省	愛媛労働局	労働保険	雇用労災	松山労働総合庁舎	愛媛県松山市六軒家町1136番2	是正	松山労働総合庁舎は、自転車置場の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
89	d1	厚生労働省	大分労働局	労働保険	労災	佐伯労働基準監督署庁舎	大分県佐伯市鶴谷町1-3-28	留意	佐伯労働基準監督署庁舎は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
90	d1	厚生労働省	大分労働局	労働保険	雇用	佐伯公共職業安定所	大分県佐伯市鶴谷町1-3-28	留意	佐伯公共職業安定所は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
91	d1	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	中信森林管理署鹿島森林事務所	長野県大町市大町4385-3	是正	中信森林管理署鹿島森林事務所は、隣接する中信森林管理署大黒町合宿所の敷地を車庫等として使用していることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
92	d1	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	中信森林管理署大黒町合宿所	長野県大町市大町4385-4	是正	中信森林管理署大黒町合宿所は、用途廃止されているにもかかわらず、隣接する中信森林管理署鹿島森林事務所が敷地を使用していることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
93	d1	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	木曾森林管理署南木曾支署元与川森林事務所	長野県木曾郡南木曾町読書3170-42	是正	木曾森林管理署南木曾支署元与川森林事務所は、国の事務事業の用に供されている庁舎の敷地が森林経営用財産として管理されていることから、公用財産に種別替する必要がある。
94	d1	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	都城支署庁舎	宮崎県都城市立野町3655番1	是正	都城支署庁舎は、建物及び工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
95	d1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	富士川中流出張所	山梨県南巨摩郡南部町大字内船字馬場道下4544-2	是正	富士川中流出張所は、隣接する峡南国道出張所の敷地等を駐車場等として使用していることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
96	d1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	峡南国道出張所	山梨県南巨摩郡南部町大字内船字馬場道下4544-2	是正	峡南国道出張所は、隣接する富士川中流出張所に駐車場等として敷地を使用させていることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
97	d1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	早川出張所	山梨県南巨摩郡早川町保字道ノ前1227	是正	早川出張所は、建物の取こわし及び新築に係る国有財産台帳の整理が未済であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
98	d1	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	能登国道維持出張所新庁舎	石川県七尾市千野町に28	是正	能登国道維持出張所新庁舎は、国の事務事業の用に供されている庁舎等(一部)が公共用財産(道路)として管理されていることから、公用財産へ所属替する必要がある。
99	d1	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	弥富出張所	愛知県弥富市鯛浦字東前新田122-2	留意	弥富出張所は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
100	d1	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	南濃出張所	岐阜県海津市南濃町田鶴473-2 外1筆	是正	南濃出張所は、建物及び工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
101	d1	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	海津出張所	岐阜県海津市東小島宇東大城22	留意	海津出張所は、建物及び工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
102	d1	国土交通省	第八管区海上保安本部	一般	—	浜田海上保安部船艇用品庫	島根県浜田市長浜町1785番7	留意	浜田海上保安部船艇用品庫は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
103	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	願成寺町宿舎(治水)	熊本県人吉市願成寺町1349番49外	留意	願成寺町宿舎(治水)は、建物及び工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
104	d2	内閣府	内閣府大臣官房会計課	一般	—	立川防災合同庁舎	東京都立川市緑町3567	是正	立川防災合同庁舎は、庁舎の一部について使用承認の手続を行わないまま、共用部分を専用部分として使用させていることから、使用承認手続未済の状況を解消する必要がある。
105	d2	財務省	仙台国税局	一般	—	築館合同庁舎	宮城県栗原市築館築師2-25-1	是正	築館合同庁舎は、庁舎の一部について使用承認の手続を行わないまま、他官署に使用させていることから、使用承認手続未済の状況を解消する必要がある。
106	d2	財務省	東京国税局	一般	—	武蔵府中税務署	東京都府中市本町4-1-12外	是正	武蔵府中税務署は、庁舎敷地の一部を国以外の者に使用させていることから、使用許可手続を行う必要がある。
107	d2	財務省	関東財務局	一般	—	湯島地方合同庁舎	東京都文京区湯島4-1-1外	是正	湯島地方合同庁舎は、庁舎の一部について使用承認の手続を行わないまま、共用部分を専用部分として使用させていることから、使用承認手続未済の状況を解消する必要がある。
108	d2	財務省	金沢国税局	一般	—	七尾西湊合同庁舎	石川県七尾市小島町大開地3番7	是正	七尾西湊合同庁舎は、庁舎の一部について使用承認の手続を行わないまま、共用部分を専用部分として使用させていることから、使用承認手続未済の状況を解消する必要がある。
109	d2	厚生労働省	山形労働局	労働保険	雇用	村山公共職業安定所	山形県村山市榎岡五日町528-10	留意	村山公共職業安定所は、市有地の一部を借り受けしている駐車場が、利用者以外の者に使用される状況となっていることから、適切な措置を講ずる必要がある。
110	d2	厚生労働省	秋田労働局	労働保険	雇用	大曲公共職業安定所角館出張所	秋田県仙北市角館町小館32番地3	是正	大曲公共職業安定所角館出張所は、借地の賃貸借契約の範囲が不明確であることから、速やかに変更契約を行う必要があるとともに、非効率な使用状況となっている事務室等について、不足する書類保管場所として活用する必要がある。
111	d2	厚生労働省	長野労働局	一般	—	大町公共職業安定所	長野県大町市大字大町字オノ神2715-4	是正	大町公共職業安定所は、一般会計である土地に、労働保険特別会計である建物を設置していることから、有償整理を行う必要がある。
112	d2	厚生労働省	職業安定局	労働保険	雇用	女性就業支援センター	東京都港区芝5-601	是正	女性就業支援センターは、庁舎の一部について使用承認の手続を行わないまま使用させていることから、使用承認手続未済の状況を解消する必要がある。
113	d2	厚生労働省	労働基準局	労働保険	労災	安全衛生総合会館	東京都港区芝5-35-1	是正	安全衛生総合会館は、業務委託契約に基づく使用範囲と現況が相違していることから、業務委託契約の内容と現況を一致させる必要がある。
114	d2	厚生労働省	島根労働局	一般労働保険	—労災	浜田労働基準監督署庁舎	島根県浜田市田町116-9	是正	浜田労働基準監督署庁舎は、一般会計である土地及び建物に、労働保険特別会計である工作物を設置していることから、有償整理を行う必要がある。
115	d2	厚生労働省	島根労働局	一般労働保険	—雇用	浜田公共職業安定所	島根県浜田市殿町21-6	是正	浜田公共職業安定所は、一般会計である土地に、労働保険特別会計である建物及び工作物を設置していることから、有償整理を行う必要がある。
116	d2	厚生労働省	愛媛労働局	労働保険	雇用	大洲公共職業安定所	愛媛県大洲市中村字長畑210-6	留意	大洲公共職業安定所は、隣接住戸に配線される電柱の使用許可について、有償整理を行う必要がある。
117	d2	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	吉田森林事務所(秋田森林管理署)	秋田県仙北市西木町松木内字吉田91-2	是正	吉田森林事務所(秋田森林管理署)は、使用許可の内容に誤りがあることから改める必要がある。
118	d2	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	南部森林事務所	山梨県南巨摩郡南部町内船字外古御所8106番56外2	是正	南部森林事務所は、敷地の一部について所管換の手続を行っていない旧法定外公共物が所在することから、所管換手続未済の状況を解消する必要がある。
119	d2	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	木曾森林管理署南木曾支署蘭森林事務所	長野県木曾郡南木曾町吾妻3398-3	是正	木曾森林管理署南木曾支署蘭森林事務所は、庁舎敷地の一部を国以外の者に使用させていることから、使用許可手続を行う必要がある。
120	d2	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	木曾森林管理署南木曾支署蘭車庫	長野県木曾郡南木曾町吾妻3409-1	是正	木曾森林管理署南木曾支署蘭車庫は、庁舎敷地の一部を国以外の者に使用させていることから、使用許可手続を行う必要がある。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部 局 名	会計名	勘定名	口 座 名 等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
121	d2	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	木曾森林管理署開田森林事務所	長野県木曾郡木曾町開田高原末川2734-6	是正	木曾森林管理署開田森林事務所は、庁舎敷地の一部を国以外の者に使用させていることから、使用許可手続きを行う必要がある。
122	d2	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	小浜川砂防出張所	長野県下伊那郡大鹿村大字大河原892	是正	小浜川砂防出張所は、借地上の建物の未登記が確認されたことから、所要の手続きを進める必要がある。
123	d2	国土交通省	第四管区海上保安本部	一般	—	鳥羽航路標識事務所	三重県鳥羽市鳥羽5-25-13 外2筆	是正	鳥羽航路標識事務所は、敷地内に無権原で使用している鳥羽市所有の堤敷地が確認されたことから、使用範囲を特定した上で、適切な措置を講ずる必要がある。
124	d2	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	緑ヶ丘防災倉庫	京都府福知山市緑ヶ丘町43	検討	緑ヶ丘防災倉庫は、直近での使用実態がなかったこと等から、その必要性及び特殊施設としての区分の適切性を検討する必要がある。
125	d2	国土交通省	中国地方整備局	一般	—	津山出張所	岡山県津山市皿字細間633-2	是正	津山出張所は、土地の一部を昭和33年1月7日付蔵管第1号通達にある「使用収益とみなさない場合」に該当しないにもかかわらず道路保守工事業者の仮設事務所敷地及び業務用駐車場として使用させていたことから、適正な管理を行う必要がある。
126	d2	国土交通省	中国運輸局	自動車安全	検査	津山出張車検場	岡山県津山市平福字上河原486-2	簡易	津山出張車検場は、土地、建物、検査機器を賃貸借しているが、借受範囲が実態と相違しており、借料の算定においては土地の期待利回りに誤りが認められたことから、借受範囲、借料の適正化を図る必要がある。
127	d2	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	鹿児島港(水産(-3m)物揚場)	鹿児島市城南町地先	是正	鹿児島港(水産(-3m)物揚場)は、物揚場として管理委託中の港湾施設の一部が、放置されたコンテナにより不法占有等されていることから撤去する必要がある。
128	d2	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	鹿児島港(水産護岸)	鹿児島市城南町地先	是正	鹿児島港(水産護岸)は、護岸として管理委託中の港湾施設の一部に、係留が認められない船舶が係留されていることから撤去する必要がある。

2. 各省各庁所管普通財産等の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	c	厚生労働省	青森労働局	労働保険	労災	八戸旭ヶ丘団地第1宿舍	青森県八戸市旭ヶ丘4-1-48	是正	八戸旭ヶ丘団地第1宿舍は、用途廃止(引継不要財産)に伴う処分に向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続きを進め、本財産の売却に向けた取組を行う必要がある。
2	c	厚生労働省	青森労働局	労働保険	雇用	八戸公共職業安定所三戸出張所	青森県三戸郡三戸町大字梅内字城下38番7	検討	八戸公共職業安定所三戸出張所は、用途廃止(引継不要財産)に伴う処分に向けた境界確定協議が長期間中断していることから、速やかに所要の手続きを進め、本財産の売却に向けた取組を行う必要がある。
3	c	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	旧北上営林事務所公務員宿舍敷地(北上市)	岩手県北上市鍛冶町1丁目9番1外1	是正	旧北上営林事務所公務員宿舍敷地(北上市)は、国有林野事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続きを進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
4	c	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	三八上北森林管理署(野辺地町)	青森県上北郡野辺地町字続山国有林	是正	三八上北森林管理署(野辺地町)は、用途廃止(引継不相当財産)に伴う処分に向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続きを進め、本財産の売却に向けた取組を行う必要がある。
5	c	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	旧野辺地事務所敷地(野辺地町)	青森県上北郡野辺地町字寺ノ沢20番5外	是正	旧野辺地事務所敷地(野辺地町)は、国有林野事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続きを進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
6	c	農林水産省	関東農政局	一般	—	関東農政局取手宿舍	茨城県取手市本郷3-5722-1・2	是正	関東農政局取手宿舍は、国営土地改良事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続きを進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
7	c	農林水産省	四国森林管理局	一般	—	徳島市	徳島県徳島市住吉1丁目24、24-2、24-3、24-4	留意	徳島市は、隣地との境界が整っていないため引継未済となっていることから、筆界特定制度等を活用することにより、速やかに財務局へ引き継ぐ必要がある。
8	c	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	人吉市(宅地)	熊本県人吉市上田代町字大原2038番2	是正	人吉市(宅地)は、国有林野事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続きを進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
9	c	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	串間市(宅地)	宮崎県串間市大字西方字下郡本5437	留意	串間市(宅地)は、国有林野事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続きを進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
10	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	戸倉連絡所	長野県千曲市字下河原1141-2	是正	戸倉連絡所は、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続きを進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
11	c	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	村上宿舍	新潟県村上市緑町2丁目3883番29	是正	村上宿舍は、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続きを進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。